

# 島根大学教育学部附属幼稚園 学校いじめ防止対策基本方針

## 附属学校園の一貫教育で育てたい子どもの姿

- 新しい時代を切り開き、社会に貢献しようとする子ども
- 豊かな感性を育み、創造的に探求し続ける子ども
- 人とかかわりを大切にし、共に伸びていく子ども

## 幼稚園運営の重点

- 豊かな感性と心情をもち、自分らしく遊びきる子どもを育てる
- 自力で遊びをみつける子ども ○友だちとなかよく遊ぶ子ども
- 心ゆくまで遊びきる子ども ○豊かな感性と心情をもつ子ども

## 本園のいじめ防止基本方針

いじめは、人として決して許されない行為です。しかしながら、いじめはどの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こり得ることから、学校園の教育目標の「人とかかわりを大切にし、共に伸びていく子ども」のもと、学校はもとより、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続していじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組みます。

## いじめ未然防止のための取組

子どもたちが自分自身を価値ある存在と認め大切に思う「自尊感情」を育成する。

いじめの加害者は、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などの感情が潜んでいることが少なくない。そこに、「心理的ストレス」「集団内の異質な者への嫌悪感情」「ねたみや嫉妬感情」「遊び感覚やふざけ意識」「いじめの被害者となることへの回避感情」などが原因となっていじめは起こる。そこで、いじめを未然に防ぐために、子ども一人ひとりの自尊感情を高める取組を重点的に行う。

### 1 未然防止のための環境づくり

- 安全安心な幼稚園生活を送り、一人一人のよさを認め合う集団作りを心がける。
- 日々の遊びに満足感をもち、幼稚園生活が楽しくなるよう環境づくりを行う。

### 2 いじめの早期発見

- 子ども理解に努める。
- 職員同士、保護者との情報交換を密にする。

### 3 いじめへの対処

- 迅速な事実の把握と確認 併せていじめ対策委員会への報告。
- 本人の心のケア、保護者への説明、協力依頼。
- 関係機関との連携

## 園内体制

### 園内相談体制

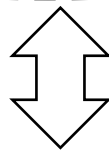
- ・ 学年部会（週1回）
- ・ 保育振り返り（毎日）
- ・ 降園時情報交換

### 子ども支援体制

- ・ 子ども支援委員会（毎月）  
副園長、主任、養護教諭、担任、学年担任、学習生活支援研究センター主任
- ・ ケース会議（随時）
- ・ 支援チーム会議（随時）

### 園内研修

- ・ 人権同和教育研修



## 家庭・地域・大学との連携

### 家庭との連携 連絡、保育公開

- ・ 連絡帳
- ・ 保育参観日
- PTA活動
- ・ PTA会報、PTA研修会など

### 大学との連携 「こころとそだちの 相談センター」

- ・ 臨床心理士による相談体制
- ・ スクールカウンセラー  
(子ども支援委員会アドバイザー)

### 地域との連携

- 菅田会館
- 児童相談所
- 川津交番、松江警察署との連携
- ・ 地域行事への参加など

## 早期発見

子どもや学級の様子を日常的に把握する。

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在しやすいことを認識し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。そこで、教職員が情報を共有し、いじめの兆候が発見できた時点で、すぐに聞き取りに入る。

○子ども理解

- ・一人一人の特性を配慮し、個々にあった指導を行う。
- ・些細なことも見逃さず、話を聴いたり状況を把握したりする。

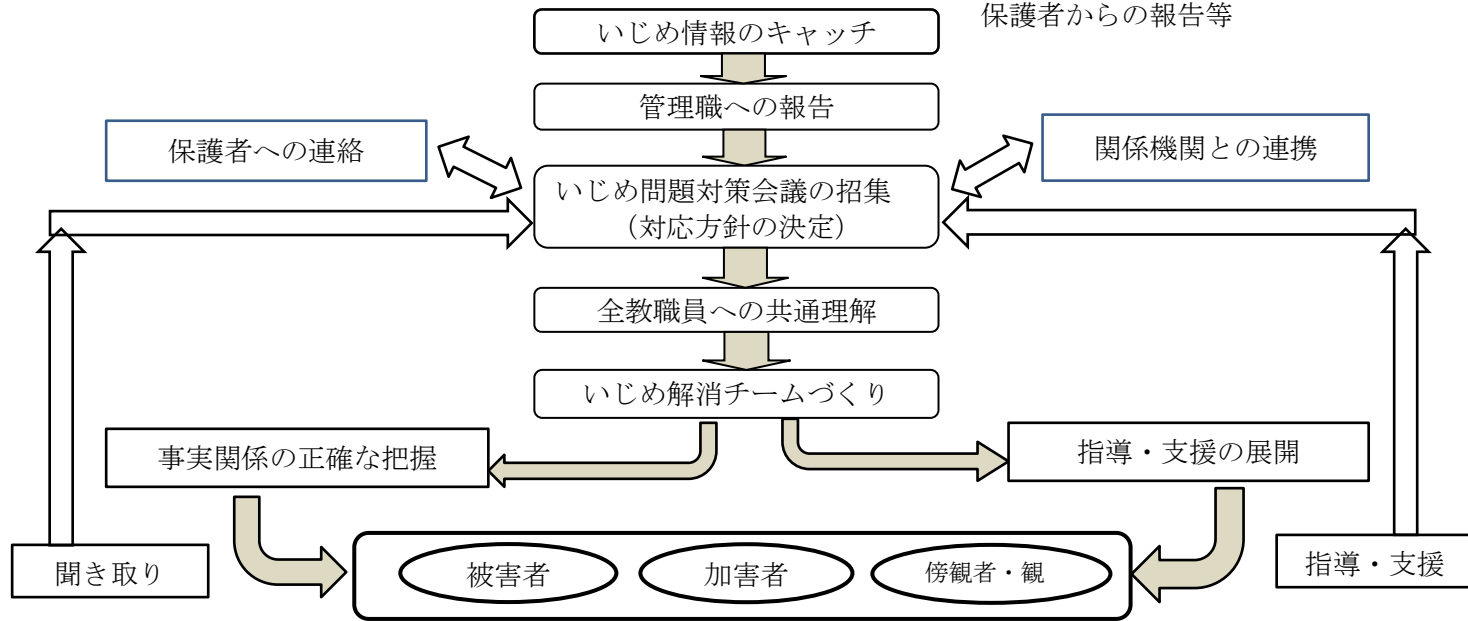
○職員同士、保護者との情報交換

- ・職員同士…週案、学年運営、子ども支援会議などを通して、情報を共有したり職員全体で声をかけ見守ったりする。
- ・保護者…登降園時や家庭訪問、面談、懇談会等で、家庭との連携を取り、情報交換を行う。

## 早期対応（いじめが起こった時）

いじめの兆候やいじめを発見した時には、学校全体の問題として組織的な対応により問題の解決を図る。

本人の訴え、サインの発見、子どもからの通報、保護者からの報告等



## 重大事案への対応

いじめにより重大事案が発生した場合は、同種の事態の発生防止のため、適切な方法により事実関係を明確にするなど、大学学部と連携を密にした対応を心がける。幼稚園においても以下に準拠する。

<重大事態とは> (28条1項)

- いじめにより、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
  - 生徒が自死を企画した場合
  - 身体に重大な障害を負った場合
  - 金品等に重大な被害を被った場合
  - 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより、児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされているとき
  - 年間30日を目安として、一定期間連続して欠席しているような場合は、学校にその認識がなくとも、重大事態が発生したものと報告・調査などに当たる。

